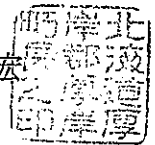


厚岸町告示第48号

「厚岸町防災交流センター」の施設利用料金を承認したので告示する。

令和7年10月17日

厚岸町長 三 浦 克 宏



厚岸町防災交流センター条例第11条第4項の規定に基づく施設利用料金を承認したので、同条例第11条第6項の規定により告示する。

記

1 利用料金の適用期間 令和7年11月16日から当分の間

2 施設利用料金 下記のとおり

施設利用料金設定基準額

室名		利用時間上限額 (1時間当たり)
1 階	大研修室	1,400円
	研修室	200円
	ホール	600円
	エントランスホール	400円
	会議室A1	300円
	会議室A2	300円

3 階	会議室 B 1	200円
	会議室 B 2	200円
	会議室 B 3	200円
	ホール 1	400円
	ホール 2	500円
	調理室	700円
摘要	町外の団体若しくは個人が利用する場合又は町内の団体若しくは個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は、本表に定める額の2倍（町外の団体又は個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は4倍）の額をもって施設利用料金とする。	

宿泊を要する事業に係る施設利用料金設定基準額

利用料金上限額 (1回当たり)
35,000円